

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則七一(寒冷地手当)の一部を改正する規則 一
- 人事委員会規則七一二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則 二
- 人事委員会規則七二一六(給料の調整額)の一部を改正する規則 三
- 人事委員会規則七二一七(宿日直手当)の一部を改正する規則 三
- 人事委員会規則七二一八(管理職手当)の一部を改正する規則 三
- 人事委員会規則七二三十一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則 四
- 人事委員会規則七二三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則 四
- 人事委員会規則七二三六(産業教育手当)の一部を改正する規則 七
- 人事委員会規則七二三九(へき地手当等)の一部を改正する規則 七
- 人事委員会規則七二四一(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則 七
- 人事委員会規則七二五十三(地域手当)の一部を改正する規則 八
- 人事委員会規則七二六一(住居手当)の一部を改正する規則 八
- 人事委員会規則七二七八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則 八
- 人事委員会規則七二八六(単身赴任手当)の一部を改正する規則 八
- 人事委員会規則七二八九(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則 九
- 人事委員会規則七二九一(給料の切替えに伴う経過措置) 九
- 人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則 一一

ページ

- 人事委員会の権限(宿日直手当)の一部委任の一部を改正する告示 一一
- 人事委員会の権限(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部委任の一部を改正する告示 一二
- 人事委員会の権限(地域手当)の一部委任の一部を改正する告示 一二
- 人事委員会の権限(給料の切替えに伴う経過措置)の一部委任 一二
- 人事委員会の権限(職員の勤務時間等の基準等)の一部委任の一部を改正する告示 一二

人事委員会

人事委員会規則七一(寒冷地手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七一―三十七

人事委員会規則七一(寒冷地手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七一(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

所在地	公 署
黒川郡大衡村大衡字平林六三番地一	王城寺原補償工事事務所
黒川郡大衡村大衡字柵木一四番地	林業技術総合センター
黒川郡大和町吉田字旗坂地内	水産技術総合センター内水面水産試験場
仙台市青葉区大倉字高畑三四番地の二	仙台地方ダム総合事務所大倉ダム管理事務所
加美郡色麻町黒沢字北條一五二番地	宮城県加美農業高等学校
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原一五五番地一	蔵王自然の家
白石市越河字山下四四番地	白石市立越河小学校
白石市福岡八宮字坂ノ上一四番地一六	白石市立福岡小学校八宮分校
白石市福岡蔵本字長峯一四番地	白石市立福岡小学校長峯分校
白石市福岡八宮字不忘一〇七番地	白石市立福岡小学校不忘分校
白石市福岡深谷字三住七〇番地三	白石市立深谷小学校三住分校
白石市小原字伊勢原道上一番地	白石市立小原小学校

<p>刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山二五番地 伊具郡丸森町筆甫字中島三番地二 伊具郡丸森町大張川張字宮田二五番地 伊具郡丸森町耕野字入大四四番地一 黒川郡大和町吉岡字町裏三三番地 黒川郡大和町宮床字中山二九番地 黒川郡大衡村大衡字平林一三番地 仙台市青葉区上愛子字白沢一四番地 仙台市青葉区作並字北子原六番地 仙台市青葉区新川字北野尻三四番地 仙台市青葉区大倉字墓前一番地 仙台市太白区秋保町長袋字町一五番地 仙台市太白区秋保町馬場字町北二五番地 石巻市前谷地字沖坪一二五番地 石巻市和洞字佐沼川二〇〇番地 石巻市桃生町給人町字東町九六番地 石巻市桃生町中津山字江下五七番地 気仙沼市塚沢六五番地 白石市越河平字平合二三番地一 白石市小原字伊勢原道上一番地 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山一六番地 黒川郡大和町吉岡権現堂二五番地 仙台市太白区秋保町長袋字大原四五番地の五 仙台市青葉区熊ヶ根字石積一番地の二 石巻市桃生町寺崎字植立二〇番地 仙台市青葉区熊ヶ根字町一番の四一四番地の三 黒川郡大衡村大衡字柺木四七番地三五 石巻市前谷地字上棲屋六番地の三 石巻市和洞字日照一番地 石巻市桃生町寺崎字寺崎九番地一 石巻市桃生町神取字土手前三七番地一 加美郡色麻町四釜字町八六番地一 加美郡色麻町大字上新町一七〇番地 白石市越河五賀字海道下三番地三 白石市小原字中倉三〇番地四 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字仲町三六番地 伊具郡丸森町筆甫字中井二番地三 伊具郡丸森町大張大蔵字台三〇番地三</p>	<p>蔵王町立遠刈田小学校 丸森町立筆甫小学校 丸森町立大張小学校 丸森町立耕野小学校 大和町立吉岡小学校 大和町立宮床小学校難波分校 大衡村立大衡小学校 仙台市立上愛子小学校 仙台市立作並小学校 仙台市立作並小学校新川分校 仙台市立大倉小学校 仙台市立秋保小学校 仙台市立馬場小学校 石巻市立前谷地小学校 石巻市立和洞小学校 石巻市立中津山第二小学校 石巻市立中津山第二小学校 気仙沼市立月立小学校 白石市立南中学校 白石市立小原中学校 蔵王町立遠刈田中学校 大和町立大和中学校 仙台市立秋保中学校 仙台市立広陵中学校 石巻市立桃生中学校 仙台北警察署熊ヶ根駐在所 大和警察署大衡駐在所 石巻警察署前谷地駐在所 石巻警察署和洞駐在所 河北警察署桃生駐在所 河北警察署神取駐在所 加美警察署四釜駐在所 加美警察署王城寺原駐在所 白石警察署越河駐在所 白石警察署小原駐在所 白石警察署遠刈田駐在所 角田警察署筆甫駐在所 角田警察署大張駐在所</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

- (施行期日)
- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(改正条例附則第六項第一号の規則で定める職員)
 - 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年宮城県条例第七十六号。以下「改正条例」という。)附則第六項第一号の規則で定める職員は、常時勤務に服する職員以外の職員とする。
(改正条例附則第十項及び第十一項の規定による寒冷地手当に関する経過措置)
 - この項から附則第六項までにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 旧寒冷地等在職等職員 改正条例附則第六項第一号に規定する旧寒冷地等在職等職員をいう。
 - 新寒冷地等在職等職員 改正条例附則第六項第二号に規定する新寒冷地等在職等職員をいう。
 - 特定旧寒冷地等在職等職員 改正条例附則第六項第三号に規定する特定旧寒冷地等在職等職員をいう。
 - 一部施行日 改正条例第三条の規定の施行の日をいう。
 - 基準日 給与条例第二十一条第一項に規定する基準日(その属する月が平成三十年三月までのものに限る。)をいう。
 - 基準日において特定旧寒冷地等在職等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在職等職員であった者で、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在職等職員又は新寒冷地等在職等職員であったもの(改正条例附則第七項から第九項までの規定により寒冷地手当を支給される者を除く。)に対しては、その旧寒冷地等在職等職員又は新寒冷地等在職等職員であった期間を特定旧寒冷地等在職等職員として勤務していたものとみなして、改正条例附則第七項から第九項までの規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。
 - 改正条例附則第十一項の規則で定める者は、規則七―五十三(地域手当)第十一号に掲げる職員とする。
 - 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在職等職員となった場合において、基準日において当該職員である者に対しては、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその給料表適用職員でなかった期間を給料表適用職員として勤務していたものとみなして、改正条例附則第七項から第九項まで又は第四項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―一六―十六

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成二十二年宮城県条例第百二十八号)に基づき、人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項及び第十三条第三項中「原子力センター」を「環境放射線監視センター」に改める。
第十四条第一項中「社会福祉施設条例(昭和四十八年宮城県条例第二十七号)第二条の規定により設置された社会福祉施設(同条例第四条に規定する施設を除く。)」を「さわらび学園、子ども総合センター、リハビリテーション支援センター又は精神保健福祉センター」に改める。

第十五条 削除

附則第五項中「免震重要棟」の下に「及び新事務棟」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一六(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―一六―四十六

人事委員会規則七―一六(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―一六(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

第二条の二を削る。
別表第一原子力センターの項中「原子力センター」を「環境放射線監視センター」に改め、同表拓桃医療療育センターの項を削り、同表特別支援学校(市町村立の特別支援学校を含む。)の項及び県立の中学校並びに市町村立の小学校及び中学校の項中「一・二五」を「二」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一七(宿日直手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―一七―二十一

人事委員会規則七―一七(宿日直手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―一七(宿日直手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。
二 県内の市町村又は一部事務組合が開設する病院又は診療所の医師(歯科医師を含む。以下同じ。)の確保に資するため採用した医師の行う研修先の病院又は診療所における入院患者の病状の急変等に対処するための勤務

第三条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第四条第三号(2)中「及び同条第六号から第八号まで」を「並びに同条第六号及び第七号」に改め、同号(3)中「前条第九号及び第十号」を「前条第八号及び第九号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―一八―五十七

人事委員会規則七―一八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―一八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の項中「原子力センター」を「環境放射線監視センター」に改め、

拓桃医療療育センター 院 長 三種

事務局長	長	四種
医療部局長	長	五種

及び

「仙台港背後地土地区画整理事務所」を削り、

「次長、副園長、副学院長、副館長、副校長、副次長及び局次長(人事委員会が定める者に限る。)」を「次長、副園長、副校長、副次長及び局次長(人事委員会が定める者に限る。)」に改め、同表県警察の項中

「総合企画室長」を「総合企画室長」に、

「健康管理センター所長」を「健康管理センター所長」に改める。

附則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会
委員長 小川 竹男

○人事委員会規則七―三十一―二十一
人事委員会規則七―三十一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十一(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。
第四条第二号を次のように改める。
二 環境放射線監視センター
附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会
委員長 小川 竹男

○人事委員会規則七―三十三―五十八
人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。
別表第一下の表中「薬剤科長」を「主任主査」に、

「食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所の長の職務の総括・調査等を行う職務」を「食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所の長の職務の総括・調査等を行う職務」に改め、別表第一上の

「食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所の長の職務の総括・調査等を行う職務」を「食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所の長の職務の総括・調査等を行う職務」に改め、別表第一上の

表中「看護長」を「主任主査」に、「看護部副部長の職務」を「技術次長及びこれに相当する職務」に、「医療機関の看護部長の職務」を「保健福祉事務所の技術副所長及びこれに相当する職務」に改める。
別表第七イの表中

40	34	34	34	35	35	35	36	36	36	37	37	38	38	39	39	40
41	34	34	35	35	36	36	36	36	36	37	37	38	38	39	39	40
45	69	69	70	70	71	71	71	72	73	74	75	76	77			
	68	68	69	69	69	69	70	70	70	70	71	72	73	74	75	75

77	78	72	を	30	29	32		32	51	53	76
78	79		13	30	30	32		33	51		76
79	80	を	14	30	30	32		33	51		77
80	81	を	14	31	30	32	を	33	51		78
81	82	70	14	31	30	32		33	51		79
82	83	71	14	31	31	32	29	34	51		80
83	84		14	31	31	32	30	34	52		81
84		に	15	に	31	32	30	34	52		に
85			15		31	32	30	34	52		
86		69	15	14	32	32	30	35	52	を	51
87		69	15	14	32	32	31	35	53		51
87	を	70	15	14	33	32	31	35		50	51
88		70	16	14	を	33	31	35	に	50	51
88	68	71	16	15		33	31	36		50	51
89	69	71	に改め、別表第七ロの表中	15	28	34	31	36	30	50	52
	70	72		15	29	34	31	36	30	50	52
	71	72		15	29	35	31	37	31	51	52
53	72	73		16	29	に	31		31	51	52
53	73	74		16	29		31		31	51	52
53	74	75		16	29	29	31		32	51	53
53	75	76		16	30	29	31		32	51	53
54	76	77	71	17	30	29	32		32	51	53

74	92	98	90	36	30	47	44	52	55	52	54
74	92	98	90	37	31	47	44	52	に	52	54
75	92	99	91	37	31	47	44	53		52	54
を	93	99	91	38	31	に	44	53	42	52	55
	93	99	92	38	31		44	53	43	52	55
69	94	を	92	39	31	31	44		44	53	55
70	94		93	39	31	31	44		45	53	55
70	95	89	93	40	32	31	44		46	53	56
70	95	89	93	を	32	31	45		47	53	56
71	95	89	94		32	32	45		48	53	56
71	95	90	94	33	32	32	45		48	53	57
71	95	90	94	34	32	32	45		48	53	
72	に	90	95	34	32	32	45		49	53	
72		90	95	35	に改め、別表第七ハの表中	33	45	を	49	53	
72	70	90	95	35		33	45		49	53	
73	70	91	96	36	34	33	45	41	50	53	
	71	91	96	36	37	34	45	42	50	53	
	71	91	96	37	38	34	45	42	50	54	
	72	91	97	38	39	35	46	43	51	54	
	72	91	97	39	に	を	46	43	51	54	を
	73	92	97				46	44	51	55	
	73	92	98		34	30	46	44	51	55	52
					35		46		52		

25	23		85		81	93	100	55	中	27	30
26	23		85	を	82	93	101		50	28	31
26	23		86		82	93	102	に、	51	28	32
27	23		86	80	83	93	103		52	29	33
27	23		87	80	83	94	104	91	53	29	33
28	23			81	84	94	105	91	53	30	34
	24			81	84	94	106	92	54	30	34
を	24			81	85	94	107	92	54	31	35
	24		21	81	85	95	108	93	55	31	
21	24	を	21	82	86	95	109	93	55	32	
22	24		21	82	86	95		94	56	32	
22	25	20	22	82	87	96	を	94		32	
23		20	22	82	87	96		95		33	
23	に改め、別表第七ホの表中	21	22	82	87	96	90	95	を	33	
24		21	23	83	88	96	90	96	49	34	
24		21	23	83	89	97	91	96	50	34	
25		21	24	83		97	91	97	50	35	
26		21	24	83		98	91	97	51		
27		22	25	84		98	92	98	51		
		22	25	84		99	92	98	52	に改め、別表第七ニの表	を
		22	26	84			92	99	52		25
		22	26	84			92	99	53		26
38	24	22	27	84		に、	92	100	54		26
39	25	22				81					27

	表第七チの表中	31		32		43	45	34		39	40
		32		32		43	45	34		40	41
		32		32	を	44	46	35		40	41
		32		33		44	46	35	を	41	42
	42	32		33	48	45	47	36		41	42
	42	32	を	33	49	45	を	36	47	42	43
	42	32		33	49	46		37	48	42	43
	42	32	29	34	49	46	34	38	48	43	44
	42	32	30	34	49	47	35	39	48	43	44
	43	32	30	34	50	47	36	40	49	44	45
41	43	32	30	34	50	48	37	41	49	44	45
41	43	32	30	35	50	48	37	41	50	45	46
41	43	32	31	35	51	49	38	41	50	46	46
42	43	32	31	35			38	42	51	47	47
42	44	33	31	35	に、	に、	39	42		に、	47
42	44	33	31	36	30	49	39	42	に改め、別表第七ロの表中		47
42	44	34	31	36	30		40	43			を
42	44	34	31	36	30		40	43			37
42	44	35	31	37	31		41	44			38
43	45	に改め、別	31		31		41	44			38
43	45		31		31		42	44			39
43	45		31		32		42	44	33		

43
43
43
44
44
44
44
44
45
45
46
46
47

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十六（産業教育手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会
 委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―三十六―十一

人事委員会規則七―三十六（産業教育手当）の一部を改正する規則
 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十六（産業教育手当）の一部を次のように改正する。
 第四条の二を次のように改める。

第四条の二 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第八号）附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第八号）附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会
 委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―三十九―三十六

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則
 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

附則別表二級の項中

「 塩竈市立浦戸第二小学校

塩竈市浦戸野々島字馬越八

を

「 塩竈市立浦戸小学校

塩竈市浦戸野々島字馬越八

に改め、同

表一級の項中

「 丸森町立丸森小学校羽出庭分校

伊具郡丸森町字火打石一

を削る。

別表二級の項中

「 塩竈市立浦戸第二小学校

塩竈市浦戸野々島字馬越八

を

「 塩竈市立浦戸小学校

塩竈市浦戸野々島字馬越八

に改め、同

表一級の項中

「 丸森町立丸森小学校羽出庭分校

伊具郡丸森町字火打石一

を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十（定時制通信教育手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会
 委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―四十―十一

人事委員会規則七―四十（定時制通信教育手当）の一部を改正する規則
 第二条の二を次のように改める。
 第二条の二 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第八号）附

則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年宮城県条例第八号) 附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五十三(地域手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―五十三―二十二

人事委員会規則七―五十三(地域手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―五十三(地域手当)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「四級地」を「五級地」に改め、同条第二号中「第十一条の二第二項の表四級地」を「第十一条の二第二項の表中五級地」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とし、附則第五項から第七項までを二項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六十一(住居手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―六十一―六

人事委員会規則七―六十一(住居手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―六十一(住居手当)の一部を次のように改正する。

第四条中「以下「規則七―百六」という。」を削り、「該当する職員」の下に「(法第二十八条の

四第一項又は法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員を除く。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―七十八―十五

人事委員会規則七―七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

別表第一中

7,300	7,300
7,300	7,300
7,300	7,300

を

7,300	7,300
7,300	7,300
7,300	7,300

に

7,300	7,300
-------	-------

を

7,500	7,500
7,500	7,500
7,300	7,300

に改める。

別表第二中

7,300	7,300
7,300	7,300

を

7,300	7,300
7,300	7,300
7,500	7,500

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―百六―十

人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「二万二千元」を「二万三千元」に改め、同項第三号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第六号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第八号中「以上」を「以上二キロメートル未満」に、「四万五千元」を「四万八千元」に改め、同項に次の二号を加える。

- 九 二キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千元
- 十 二千五百キロメートル以上 五万八千元

第五条第三項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 法第二十八条の四第一項又は法第二十八条の五第一項の規定による採用(法第二十八条の二第一項の規定により退職した日(法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

ロ 外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 職員の分限に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第五十一号)第二条第一号又は県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第三十六号)の規定による休職から復職したこと。

第五条第三項第七号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―百九(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―百九―四

人事委員会規則七―百九(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―百九(管理職員特別勤務手当)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十八条の二第二項」を「第十八条の二第三項第一号」に改め、同項第一号中「職を占める職員」の下に「(以下「一号職員」という。)」を加え、「当該職員」を「一号職員」に改め、同条第二項中「第十八条の二第二項ただし書」を「第十八条の二第三項第一号」に改める。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条 給与条例第十八条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる一号職員の占める職に係る規則七―十八別表第一の職欄の区分に対応する同表の区分欄に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一種 六千円
- 二 二種及び三種 五千円
- 三 四種 四千円
- 四 五種及び六種 三千円
- 五 七種 二千円

2 給与条例第十八条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした一号職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年宮城県条例第八号)に基づく人事委員会規則七―百三十九(給料の切替えに伴う経過措置)をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―百三十九

給料の切替えに伴う経過措置

人事委員会は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年宮城県条例第八号)に基づき、この規則を制定する。

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第八号。以下「平成二十七年改正条例」という。）附則第三項から第五項までの規定による給料に關し必要な事項を定めるものとする。

（平成二十七年改正条例附則第三項の規則で定める職員）

第二条 平成二十七年改正条例附則第三項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。）をした職員

二 施行日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること）をいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員

三 施行日前に次に掲げる期間（この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（規則七―三十三第四十三条、規則十二―一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）第五条、育児休業条例第八条、自己啓発等休業条例第十条又は配偶者同行休業条例第十条の規定による号俸の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。）をされたもの

イ 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

ロ 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

ハ 法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

ニ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ホ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしていた期間

ヘ 育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間

ト 外国派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

チ 職員勤務時間条例第十三条又は学校職員勤務時間条例第十一条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

リ 公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

四 施行日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十条第一項又は同法第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

五 施行日以降に再任用職員異動（法第二十八条の四第一項又は法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員について行う職員勤務時間条例第二条又は学校職員勤務時間条例第三条の規

定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員

六 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料の支給）

第三条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複數事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者を受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（平成二十七年改正条例附則第三項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となつた日。次項及び次条第一項において同じ。）以後、当該額に百分の九十九・三を乗じて得た額）を、平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）施行日の前日に当該異動があつたものとした場合（施行日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）施行日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第六号に掲げる場合を除く。）施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 平成二十七年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例（次号において「改正前の給与条例」という。）別表第一から別表第五までの給料表、平成二十七年改正条例第二条の規定による改正前の任期付職員条例第四条第一項若しくは第二

項の給料表に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が受けていた号俸に応じた額（ロ

平成二十七年改正条例第三条の規定による改正前の任期付職員条例第五条第一項若しくは第二

項の給料表に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が受けていた号俸に応じた額（ロ

において「施行前給料表による給料月額」という。)に、職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二項又は学校職員勤務時間条例第三項第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員(イに掲げる職員を除く。) 施行前給料表による給料月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表第一から別表第五までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(ロにおいて「施行前の再任用給料月額」という。)

ロ 当該再任用職員異動後において法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員 施行前の再任用給料月額に、職員勤務時間条例第二項第三項又は学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二項第一項又は学校職員勤務時間条例第三項第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

六 人事委員会の承認を得てその号俸を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十九・三を乗じて得た額)を、平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料として支給する。(平成二十七年改正条例附則五項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(施行日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益的法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、施行日以降に平

成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十九・三を乗じて得た額)を、平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとすれば支給されることとなる平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料の額に相当する額を、同附則第五項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第五条 平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第六条 平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則八一五—三十七

人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)に基づき、人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中ホ及びヘを削り、トをホとし、チをヘとし、同号に次のように加える。

ト 県内の市町村又は一部事務組合が開設する病院又は診療所の医師確保に資するため採用した医師の行う研修先の病院又は診療所における入院患者の病状の急変等に対処するための当直勤

務

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第二号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和四十七年人事委員会告示第四号（人事委員会の権限（宿日直手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

- 一 二の(一)を削り、同(二)を同(一)とし、同(三)から(六)までを同(二)から(五)までとする。
- 二 この告示の効力の発生する日

平成二十七年四月一日

○人事委員会告示第三号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十五年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

- 一 二の(32)を同(31)とし、同(31)の次に次のように加える。
- 32 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第八号）附則第二項に規定する人事委員会の定めることとされている事項を定めること。
- 二 この告示の効力の発生する日

平成二十七年四月一日

○人事委員会告示第四号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成二十三年人事委員会告示第十一号（人事委員会の権限（地域手当）の一部委任）の一部を次のよう

に改正した。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

- 一 二の(6)を削り、同(7)中「附則第四項」を「附則第二項」に改め、同(7)を同(6)とし、同(8)中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同(8)を同(7)とする。
- 二 この告示の効力の発生する日

平成二十七年四月一日

○人事委員会告示第五号

人事委員会の権限（給料の切替えに伴う経過措置）の一部委任
人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、人事委員会規則七―百三十九（給料の切替えに伴う経過措置）に定める人事委員会の権限の一部の委任に關し、次のように決定した。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

- 一 受任者
宮城県人事委員会事務局長
- 二 委任する権限

- (1) 第二条第六号に規定する人事委員会が定めることとされている職員について定めること。
- (2) 第三条第一項第六号に規定する人事委員会が定めることとされている場合及び額について定めること。
- (3) 第三条第二項に規定する人事委員会の定める額について定めること。
- (4) 第四条第一項に規定する人事委員会が定めることとされている者、職員及び額について定めること。
- (5) 第六条に規定する承認をすること。

三 委任の効力の発生する日

平成二十七年四月一日

○人事委員会告示第六号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成七年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

平成二十七年三月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

一 二の(五)を次のように改める。

(五) 規則八十五第十六条の二第七項に規定する人事委員会が定める時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項について定めること。

二の(七)を削り、同(八)を同(七)とし、同(九)から(六)までを同(八)から(七)までとする。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十七年四月一日